

公募型プロポーザル実施に係る通知書

令和8年6月11日

佐世保市水道事業及び下水道事業管理者

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

- 1 業務名 佐世保市上下水道料金・検針システム再構築 業務
- 2 業務期間 契約締結日 ～令和10年3月31日
- 3 業務概要
「佐世保市上下水道料金・検針システム再構築業務仕様書」のとおりとします。
- 4 仕様書のダウンロード
令和8年度佐世保市業務委託（役務）登録業者名簿における業種NO113「システム開発、システム機器等保守管理」に登録をされており、参加を希望される方にパスワードを交付しますので、別紙1「パスワード発行申込書」を作成の上、巻末に示す佐世保市水道局担当者へメールでご送付ください。その後、佐世保市水道局よりメールにて、パスワードを通知しますので、佐世保市ホームページ内「佐世保市からの調達情報掲示板」から仕様書のファイルをダウンロードし、パスワードを入力のうえ仕様書を受領してください。
※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内の「総合案内」⇒くらしナビ「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」
- 5 再委託の可否 可
業務の全部を第三者へ再委託することは、できません。あわせて、佐世保市水道局が許可した範囲に限ります。また、プレゼンテーション時に、再委託の内容等について、説明を行ってください。
あわせて、受託者決定後、契約締結前までに、佐世保市業務委託の契約事務に関する基幹要綱第32条第2項に規定する様式3-1により、申請が必要となりますので留意してください。
- 6 契約上限価格
本プロポーザルにおける契約額の上限は下記のとおりとします。提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。
309,830,900円
【内訳】
303,000円（令和8年度：検証用検針機器）
309,527,900円（令和9年度：その他構築業務一式）

7 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件のすべてを満たすこととします。

(1) 参加要件

- i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。
- iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- v 令和8年度佐世保市業務委託（役務）登録業者名簿における業種NO113「システム開発、システム機器等保守管理」に登載されていること。
- vi JIS Q 27001やプライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証を取得していること。

8 欠格要件

参加要件に該当する方であっても、以下の欠格要件①又は欠格要件②のいずれかに該当する、又は欠格要件③のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルに参加できません。

(1) 欠格要件①

- i 佐世保市入札参加資格者指名停止措置要領に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- iii 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- iv 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- v 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

(2) 欠格要件②

- i 審査委員会の委員が、提案者の役員や顧問等、経営又は運営に関与している。
- ii 審査委員会の委員が、提案者となる学術機関や研究室等に所属している。
- iii 審査委員会の委員が、提案者と資本的関係又は人的関係（基幹要綱第10条第1項に規定する資本的関係又は人的関係をいう。）を有している。
- iv 審査委員会の委員が、提案者と利害関係がある。（佐世保市水道局が利害関係があると判断した場合を含む。）

(3) 欠格要件③

i 入札参加資格申請の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出している者

ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

iii 施行令第167条の4第1項各号の規定に該当する者。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。

iv 施行令第167条の4第2項各号の規定に該当する者

9 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとし、また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

10 提出書類

(1) 参加申請書

仕様書を確認し、本プロポーザルに参加を希望される方は、下記の期限までに別紙2「参加申請書」を提出してください。

提出期限は、令和8年7月8日17時00分までとします。

※参加申請書の提出がない場合は、提案書の提出及びプレゼンテーションへの参加はできません。

(2) 参加要件を満たすことを証明する書類

参加要件を満たすことを証明する書類として、下記の書類を参加申請書と共に提出してください。

i JIS Q 27001やプライバシーマーク等の個人情報保護に関する認証を取得していることがわかる書類の写し。※提出時点で有効な認証書の写しを提出すること。

11 提案者の認定

提案者としての認定通知は、令和8年7月15日までにメールにより通知します。

1 2 提案書の提出等

参加申請書を提出後、下記の要領にて提案書を作成し、期限までに提出してください。なお、提案書及び添付資料の作成に必要な経費は提案者負担とします。また、審査後、提案書の返却は致しません。

- i 提案書の様式及び添付資料の綴り方等は別紙3のとおりとします。
- ii 提出期限は、令和8年7月22日17時00分までとします。
- iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください。

1 3 辞退

提案者となった後に本プロポーザルを辞退する場合は、下記の期限までに辞退書を提出してください。

なお、提案書提出期限までに提案書が提出されたなかったときは、当該提出期限をもって提案者としての認定を取り消すものとします。

辞退書提出期限：令和8年7月22日17時00分まで

1 4 仕様書及び本通知への質問

i 質問期間は、令和8年6月24日12時00分までに別紙「質問書」にて行ってください。期日以後の質問は受け付けません。

ii 質問はメールで行ってください。メール件名の頭に【公募質問】と付記してください。

iii 回答方法はメールのみとし、電話での回答は行いません。

iv 質問回答は、令和8年7月3日までに参加申請書を提出された方全員にメールにより回答します。

1 5 プロポーザルに係る全体スケジュール

別紙4のとおりとします。

1 6 一次審査（書類審査）

次に掲げるとおり一次審査を実施します。

i 提案者から提出された資料をもとに、本件業務の審査委員会において一次審査を行います。

ii 一次審査では、提出された、様式1「仕様適合性確認表」、様式2-1「見積書（構築業務費用）」、様式2-2「見積書（運用・保守業務費用）」、様式2-3「見積書（水道標準プラットフォーム運用・保守業務費用）」及び様式2-4「見積書（物品：保守費用）」に基づく書類審査を行います。審査に際して、記載事項等の内容確認を行うため、Web会議等でのヒアリングを実施する場合があります。

iii 審査結果は、令和8年8月4日までに、メールにて、一次審査合格又は不合格の結果について通知します。

iv 一次審査へ合格した場合に、二次審査の審査日程等の連絡を行います。

v 一次審査合格の通知を受けたものは、二次審査の参加資格があるものとします。

vi 全ての条件を満たす者であっても、一次審査の結果、上位2～3者程度を二次審査の対象とします。

1 7 二次審査（提案書及びプレゼンテーション審査）

次に掲げるとおり二次審査を実施します。

i 一次審査合格の通知を受けた提案者は、本局の指定する日時、場所にて、プレゼンテーションをおこなってください。

ii 1者あたり45分以内で提案内容に係るプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。（提案者数等に応じて別途調整予定。）

iii 現地でのプレゼンテーションへの参加人数は原則5人までとします。

iv 提案者が1者の場合であっても審査を行い、審査会において可否を採決して受託候補を決定します。ただし、適切な提案がない場合には、受託候補者を選定せず、プロポーザルの手続きを中止します。

v プレゼンテーションに必要な資機材のうち、下記の資機材は佐世保市水道局で用意します。また、デモンストレーション等にネットワーク回線が必要な場合は、提案者側において用意してください。

プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル（各1）及び電源を用意します。

vi プレゼンテーション当日、天変地異等不測の事態が発生した場合は、審査委員会の協議の上、後日プレゼンテーションの機会を設ける場合があります。

1 8 審査基準

- i プロポーザルの審査評価及び選定は、佐世保市水道局職員で構成する審査委員会が行います。
- ii 参加事業者の提案を総合的に審査するため、「①提案評価に関する事項」「②仕様適合性に関する事項」「③価格に関する事項」の評価を行います。
- iii 審査項目及び配点は別紙5「評価票」のとおりとします。
- iv 適正基準点は「①提案評価に関する事項」の6割とします。適正基準点未満の場合は受託候補者としません。
- v 「②仕様適合性に関する事項」において、「必須」項目に対応できない場合、審査対象外とします。
- vi 様式2-1から様式2-4の税込み見積額を合計した金額が、「佐世保市上下水道料金・検針システム再構築業務仕様書」内の「1. (2) 調達コストの目安等」における「ライフサイクルコスト」を上回る場合、審査対象外とします。
- vii 別紙5「評価票」に示す「①提案評価に関する事項」において、「評価レベル1」以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。
- viii 適正基準点以上であっても、各委員の「①提案評価に関する事項」の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、受託候補者としません。
- ix 上記vii又はviiiに該当する場合であっても、審査委員会において審議し、業務履行能力等に問題がないと判断された場合は、その者を受託候補者とするものとします。

1 9 採点方法

(1) 通常採点

別紙6「採点方法」に示す算式及び乗率により算出し、「①提案評価に関する事項」「②仕様適合性に関する事項」「③価格に関する事項」の評点の合計点のうち、最も高位の方（以下「最高得点者」という。）を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。

(2) 特例による採点

最高得点者と順位点の合計（「①提案評価に関する事項」の委員点項目において各委員が該当する提案者につけた順位の数合計をいう。）が最も低位の者と一致しない場合（この場合の最高得点者と順位点の合計が最も低位な者を、以下「ねじれの対象者」という。）は、下記の「特例による採点方法」により受託候補者の決定を行います。

（特例による採点方法）

ねじれの対象者について、「①提案評価に関する事項」の委員点項目における委員点の最高得点及び最低得点を除いた「①提案評価に関する事項」「②仕様適合性に関する事項」「③価格に関する事項」の評点を合計し、最高得点となった方を受託候補者とします。

2 0 同点となった場合の取り扱い

(1) 通常の採点により同点となった場合

i 順位点の合計（「①提案評価に関する事項」の委員点項目において各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最も少ない方を受託候補者とします。

ii iによっても同点となる場合は、「①提案評価に関する事項」における評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

(2) 特例による採点により同点となった場合

「①提案評価に関する事項」における評価レベル5の数が多い方を受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。

2 1 次点候補者の繰り上げ

受託候補者が契約を締結しなかった場合は、一回に限り、次点となった方を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった方が適正基準点未満であった場合は繰り上げを行わないものとします。

2 2 受託候補者への通知

令和8年9月上旬から中旬までにメールにより通知します。なお、受託候補者に選定されなかった方へは通知をいたしませんのでご了承ください。

2 3 最終提案書

受託予定者となられた方は佐世保市水道局担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書（仕様適合性確認表を含む）を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市水道局担当者から通知します。

2 4 契約の締結

最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を定める条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

2 5 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を守る条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に、佐世保市水道局が発行した納付書により納付してください。

なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、ご希望の方は佐世保市水道局担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除を希望される方は、最終提案書の提出後の翌日から起算して5日以内（佐世保市の休日を守る条例（平成2年条例第22号）第1条第1項各号に規定する市の休日を含まない）に下記の要件を満たすことを証明する書類（保険証書）を提出してください。

履行保証保険への加入による免除の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市水道事業及び下水道事業管理者とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市水道局へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市水道局での斡旋等は行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

2 6 その他

i 上記に記載していない事項であっても、佐世保市水道局の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

ii 佐世保市水道局に提出したプロポーザルに係る資料等や採点結果は、佐世保市情報公開条例に照らし合わせ、申請人に不利益となる情報とならないと判断した場合、必要に応じて公開する場合があります。

以 上

佐世保市水道局経営管理部営業課 担当者 中原、北里 TEL 0956-25-9669 Mail suieig@city.sasebo.lg.jp FAX 0956-25-9687
